

地域と調和した再生可能エネルギー事業の 推進に向けた条例の制定について 《検討報告》

R5.7.28 長野県環境審議会 地域と調和した再生可能エネルギー事業の 推進に関する専門委員会

長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に 関する専門委員会・委員名簿

(五十音順·敬称略、◎:委員長、○職務代理者)

委員名	ふりがな	職名	
上原 三知	うえはら みさと	信州大学 社会基盤研究所 地域デザイン部門/農学部併任 准教授	
小松 信子	こまつ のぶこ	のぶこ 東御市 市民生活部長	
鈴木 啓助	すずき けいすけ	信州大学 名誉教授·特任教授	
◎田中 信一郎	たなか しんいちろう	千葉商科大学 基盤教育機構 准教授	
○茅野 恒秀	ちの つねひで	信州大学 学術研究院 人文科学系 准教授	
名取 俊典	なとり としのり	富士見町 総務課 専任課長	
平松 晋也	ひらまつ しんや	信州大学 農学部 教授	
水上 貴央	みずかみ たかひさ	Socio Forward株式会社 代表取締役 弁護士	

令和5年3月17日 長野県環境審議会への諮問(諮問書)

4環政ゼ第159号 令和5年(2023年)3月17日

長野県環境審議会会長 様

長野県知事 阿部守一

地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定について(諮問)

標記について、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

2050ゼロカーボンの達成に向けては、再生可能エネルギーの更なる生産拡大が不可欠であり、特に本県が高いポテンシャルを有する太陽光発電の拡大を進めていくことが必要となります。

一方で、地上設置型の太陽光発電事業は、防災面や環境・景観面等への懸念から、地域住民等と事業者との間で課題 となる事例も多く、適正な普及を図る観点から一定のルール化が必要となっています。

本県では、平成28年に「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を策定し、市町村における条例制定を促進してきましたが、市町村ごとに内容は多様であり、条例を有しない市町村もあるところです。

また、FIT制度(固定価格買取制度)での電力買取りは法令遵守を前提としており、これにより市町村条例の実効性が担保されてきた側面がありますが、今後は、オフサイトPPAなど、FIT制度によらない事業の拡大が見込まれ、それらにも対応できる実効性のあるルールが必要となっています。

これらの理由から、市町村条例と相互に補完する形で、県が広域的に条例を制定し、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進に取り組んでいきますが、条例の検討に当たり、その方向性について貴審議会の意見を求めます。

令和5年3月17日 長野県環境審議会への諮問(諮問時説明資料)

地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定について

ゼロカーボン推進室

1 趣旨

- 2050ゼロカーボンの達成に向けては、再生可能エネルギーの更なる生産拡大が不可欠であり、特に本県が高いポテン シャルを有する太陽光発電の拡大を進めていくことが必要となる。

一方で、地上設置型の太陽光発電事業は、防災面や環境・景観面等への懸念から、地域住民等と事業者との間で課題 となる事例も多く、適正な普及を図る観点から一定のルール化が必要となっている。

本県では、平成28年に「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を策定し、市町村における条例制定を促進してきたが、市町村ごとに内容は多様であり、条例を有しない市町村もある。

また、FIT制度(固定価格買取制度)での電力買取りは法令遵守を前提としており、これにより市町村条例の実効性が担保されてきた側面があるが、今後は、オフサイトPPAなど、FIT制度によらない事業の拡大が見込まれ、それらにも対応できる実効性のあるルールが必要となっている。

これらの理由から、市町村条例と相互に補完する形で、県が広域的に条例を制定し、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進を図ることとしたい。

2 検討体制

本事案について専門の事項を調査、検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置する。

3 検討内容

- 対象事業(促進区域との関係含む)
- 事業者へ求める事項

住民等への説明 / 安全の確保 / 環境・景観の保全 / 法令遵守 / 適正な維持管理・廃棄等

○ その他

市町村条例との関係、市町村との役割分担 / 罰則、手続等

4 今後の予定

令和5年3月17日 長野県環境審議会へ諮問

以降 専門委員会の設置・調査審議 / 市町村への説明・意見照会

環境審議会へ中間報告 / パブリックコメント

夏頃 環境審議会へ報告、審議会答申

9月定例会目途 条例案を県議会へ提出 (議決後、公布。一定の周知期間を経て施行)

日程	手続・行事	内容等
R5.3.17	長野県環境審議会へ諮問	
3.30	第1回専門委員会	・現状と課題、条例素案(たたき台)について
4.13	市町村へ説明・意見照会(~4.26)	·第1回專門委員会検討内容
5.23	第2回専門委員会(公聴会)	・太陽光発電事業の現状と今後の動向等に関する公聴会・第1回専門委員会における意見等と対応の方向性について・市町村からの意見等と対応の方向性について
6.1	長野県環境審議会へ中間報告	・検討状況の報告
6.20	第3回専門委員会	·第2回専門委員会における意見等と対応の方向性について ·これまでの検討を踏まえた認識(委員長意見)
6.28~	パブリックコメント(~7.12)	・条例素案について
7.3~	市町村・県民向け説明会(~7.7)	・同上
7.21	第4回専門委員会	 ・第3回専門委員会における意見等と対応の方向性について ・条例素案に係るパブリックコメントの実施結果について ・促進区域内事業などの地域と調和した事業の促進の在り方について ・これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書案について
7.28	長野県環境審議会へ報告	

これまでの議論を踏まえた 専門委員会報告について 【別添】

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(仮称)素案【制度の全体像①】

条例制定 の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地上設置型の太陽光発電 施設の適正な設置に関する手順・基準等を設けること により、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図る

対象事業

地上設置型の太陽光発電事業

(10kW以上)

手続き 手 法

- A 特定区域*内での事業
- ⑤ 50kW以上の大規模事業 (△を除く) ⇒ 県への事前届出制
- © その他の事業

- ⇒県の許可制
- ⇒ 市町村への事前届出制

(事務処理特例)※ 市町村と要協議

*特定区域:

- ·地域森林計画対象森林区域
- •土砂災害特別警戒区域
- · 砂防三法区域 (地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地)

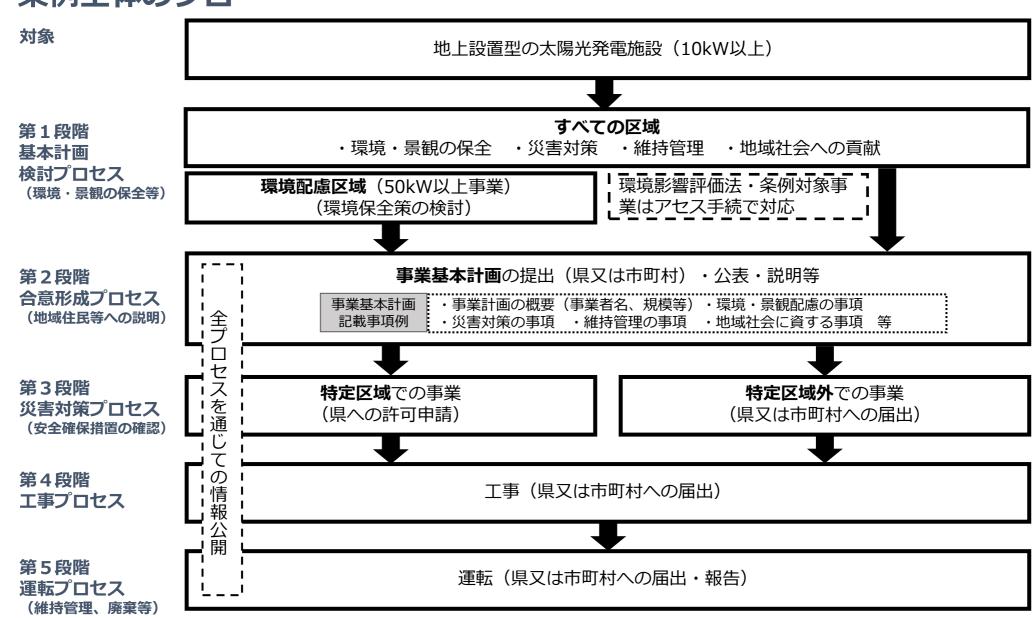
	項目		手続等の内容	
	①地域住民等への説明		 ○事業着手前に事業基本計画の提出を義務付け (例:事業者名・規模、環境・景観配慮事項、災害対策、維持管理、地域社会に資する事項) ○事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け ○地域住民等は事業基本計画について意見等の申し出が可能 ○意見等に対して事業者は誠実な対応に努める(合理的な理由を付して文書等で応答) 	
	◎ 宁 △ 陈 / □ 供 罢	右の区域	○特定区域内では、安全基準等を満たさないものは事業禁止(許可制)・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・砂防三法区域	
内容	②安全確保措置	全ての区域	○ 斜度30度以上(高さ5m以上)の急傾斜箇所その他災害のおそれのある箇所では、 安全基準を満たさないものは 事業禁止 (許可制(△)・措置の求め(◎©))	
	③環境・景観 の保全	右の区域 (50kW以上の事業)	○環境配慮区域*内では、事業による影響の整理、環境保全策の検討を義務付け (アセス法・条例の対象事業については、アセス手続の実施をもって替える) ○事業者は検討結果を住民に説明。地域住民等からの意見等に対して誠実な対応に 努める	
			*環境配慮区域の例: ・水道水源保全地区、水資源保全地域・国定公園、県立自然公園・自然環境保全地域・国有林、地域森林計画対象森林区域等	
		全ての区域	○地域住民等は景観保全に関し意見の申し出が可能。事業者は誠実な対応に努める。 (例えば隣接の敷地境界からの離隔や敷地境界に植栽等を施すことなど、長野県 景観条例に基づく基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全項目を整理)	

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(仮称)素案【制度の全体像②】

	項目		手続等の内容	
	④法令遵守		○法令遵守の誓約 ○県内において現に太陽光発電事業に関する法・条例に違反又は処分を受けた者など、 不正な行為をするおそれがある事業者の許可について、欠格期間を設定	
	⑤維持管理、廃棄等		○事業者の連絡先など標識の掲示を義務付け○維持管理基準に従い、災害等の防止・環境の保全・良好な状態の維持・適正な廃棄に関する維持管理計画の提出を義務付け○維持管理計画に基づく管理状況について定期的な報告を義務付け	
	手続・罰則等		○工事着手、事業者・計画変更、廃止等に関して事前の許可申請や届出を義務付け○指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告、措置命令、違反事実の公表、罰則(過料5万円以下)等	
内容	⑥実効性の確保	情報の透明性の確保	 事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、県はその情報を公開し、事業の透明性を確保 ① 事業基本計画の提出 ② 説明会の開催記録の提出 ③ 許可の申請・届出 ④ 工事(着手・完了)の届出 ⑤ 維持管理の結果の提出 ⑥ 廃止の届出 	
	◎ 市町村(条例)との関係		 ○上記の報告等は、市町村にも送付 ○許可申請の審査に当たっては、知事は事前に市町村長の意見を聴取 ○市町村長からの意見の申し出があった場合は事業者は誠実な対応に努める ○市町村条例により、県条例の目的を達成できる場合は、県条例の規定の全部又は一部を適用除外 ○市町村は、県条例の上乗せも可能(事業者との協定による上乗せもありうる) 	
◎その他条例の円滑な運用のための措置		重用のための措置	 ○市町村や事業者からの相談への体制整備、基準・マニュアル等の整備 ○事業情報の提供体制の整備 ○促進区域内の地域脱炭素化促進事業で一定の手続に沿った事業については一部手続を緩和 ○既存事業についても一定の維持管理の状況等について報告 ○県は、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図るため必要な施策を総合的に推進 	

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(仮称)素案【制度の全体像③】

条例全体のフロー



長野県環境審議会 委員からのご意見への対応について

令和4年度第6回環境審議会【諮問】(R5.3.17)での主なご意見

分類	ご意見	対応の方向性
全体	・発電事業者が建設途中でいなくなってしまった話も聞いた。このような背景の中で、 <u>できる限り早く条例ができればよい。</u> 【宮原委員】	・市町村からもできるだけ早期の条例制定を求められており、専門委員会や市町村、県議会のご意見を踏まえ、9月県議会への条例案上程に向けて検討を進めていきたい。
全体	・CO2の吸収源でもある森林の保全ということも踏まえて、 しっかりと議論して欲しい。 【梅崎会長】	・地域森林計画対象森林区域内の事業を許可の対象とし、森林の有する機能の保全の観点も反映していきたい。
全体	・県として太陽光発電を推奨していくのか、一定程度制限をしていくのか、そうした 方針について、分かりやすい示し方をしていただきたい 。 【伊藤委員】	・太陽光発電事業を促進していく前提の下、適正な事業の進め方や設備の設置方法等を示し、地域に調和した事業を促進していきたい。
全体	・今後はFIP制度(フィード・イン・プレミアム)という方向に移行していく思われる。そのような単語について説明していくのがいい。 【打越委員】	・FIT制度の適用案件が減少する中で、今後見込まれる事業形態の在り方について、条例の趣旨・目的を説明していきたい。
維持管理·廃棄等	・法令遵守は当然だが、事業者変更時のトレーサビリティーも大切なのではないか。【梅崎会長】	・事業者変更の手続を求めていくとともに、事業を データベース化、地域の住民が確認できる仕組を導入していきたい。

令和5年第1回環境審議会【中間報告】(R5.6.1)での主なご意見

分類	ご意見	対応の方向性
全体	・この条例は何のために作るのか見えにくい。各地域でどのようなトラブルが起きているのか、具体的実効性があるのか等、もう少し議論する時間が必要なのではないか。 (打越委員)・県として再生可能エネルギーの推進の考え、ゼロカーボンに向けての対策などをまとめていただき、前文で述べるというのが重要ではないか。 【梅崎会長】	・本条例の説明に当たっては、現在の土地利用の背景や、今後の太陽光発電事業の方向性を全体像として提示していきたい。 ・持続可能な社会づくり・脱炭素社会づくりに向けては、「脱炭素社会づくり条例」や「地球温暖化対策条例」の前文・理念・目的等において明記されていることから、それら条例等と整合を図る形で、条例で規定していきたい。
対象事業	・促進区域内事業については適切な取扱いがされるのか疑問。よく議論して欲しい。 ・事業が分割される事例が見受けられることから、対応していただきたい。	・促進区域内事業については対象から除外せず、手続上重複する部分については一部免除する手続としていきたい。 ・意図的に分割を行う事業については申請・届出を認めない方向で対応していきたい。
安全確保措置、環 境・景観の保全	・森林開発を伴う太陽光発電が増えぬよう、 毎年の森林の吸 収の推移等の報告があればフィードバックが可能だと思う。 【梅崎会長】	・ゼロカーボン施策の効果等については適時把握し、公開していきたい。
維持管理·廃棄等	・維持管理については 既存事業も対象 としていただきたい。 【宮原委員】	・既存事業についても適正な維持管理・廃棄は求められるべきであり、条例施行前から開始する事業についても、維持管理に関する報告等を求めていきたい。
実効性の確保	・不良施工があった場合にどう対応するのか、 <u>事業者名の公表</u> や指導について実効性があるのか 疑問。 【中川委員】	・実効性が保たれるよう、指導、助言、勧告、命令及び事業者名の公開を規定していきたい。
市町村条例との 関係	・ <u>市町村と連携していく進めていく</u> といった文言を入れていただき たい。	・市町村との連携は明記するとともに、本条例施行に関し、適切な支援を行っていきたい
地域へのメリット	・太陽光発電の推進については、野立てだけでなく屋根太陽 光発電の推進が必要。この条例で屋根太陽光発電の推進に ついて述べることはできないか。 【辻委員】	・引き続き屋根太陽光発電についての施策の推進を加速していくが、「脱炭素社会づくり条例」や「地球温暖化対策条例」、そして、これに基づくゼロカーボン戦略に位置づけていることから本条例では直接的には規定しないこととしたい。

パブリックコメント(県民意見募集)の実施結果について

募集方法等

募集事項:「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(仮

称)」素案についてのご意見

募集期間: 令和5年6月28日(水)~7月12日(水)

その他: 意見募集に当たり、県内4ヵ所・オンラインで説明を実施

▶松本会場 (松本合同庁舎) 令和5年7月3日(月)

▶佐久会場 (佐久合同庁舎) 令和5年7月3日(月)

▶上伊那会場(伊那合同庁舎) 令和5年7月4日(火)

▶長野会場 (長野合同庁舎) 令和5年7月7日(金)

募集結果

募集結果:92件(24名)

意見の内訳及び概要 : 次ページのとおり

パブリックコメント(県民意見募集)での主なご意見

分類	意見 件数	主なご意見	対応の方向性(案)
0.全般	17件	・本条例に反対するものではないが、 太陽光発電設備のみに、こうした条例 が制定されなければならないのか、疑問は残ります。	地域住民等とトラブルとなっている事実を踏まえ、
1.条例制定の趣旨	2件	・規制が主な内容の条例であるにも関わらず、「推進」という名称や、条例 制定の趣旨・目的が「普及を図る」という結びに違和感がある。	一定の手続・基準等を設けることにより、適正な太陽光発電の普及拡大を図っていこうとするものです。
2.対象事業	3件	・同一事業者が近隣に10kW未満の発電事業の時期をずらして複数個 所設置するといったことが考えられるので対処が必要ではないか。	公割安かについても、寛切に対応していきまま
3.手続き・手法	8件	・ 意図的に49.5kWといった計画に対しても対処が必要 でないかと考えます。	分割案件についても適切に対応していきます。
4.地域住民への説明	13件	・住民説明会について何メートル以内とするのか明確になっていない。個々の事案によって条件が変わるのではなく、基準を明確にする必要がある。	事業による影響を受ける範囲を定量的に定めるの は困難であると考え、対象範囲を設けないところ。
5.安全確保措置	10件	・ <u>「第1種優良農地」・「地域計画の区域」</u> についても <u>特定区域に加えて欲</u> <u>しい</u> 。	特定区域は、県民の生命・財産の保護を目的とした区域としています。
6.環境・景観の保全	5件	・山間部に限らず、 <u>農地や耕作放棄地からの転用で、設置が増加する</u> ことを危惧。農政部、林務部とも連携し、 <u>環境・景観の保全につとめることを期</u> 待。	適切な事業のために関係部局とも連携していきます。
7.法令遵守	3件	・長野県内の各自治体で条例違反の判定がされた時点で、当該自治体の みならず 長野県全体で売電できないなどの包括した罰則 を設けて欲しい。	欠格要件として、違反事業者については許可しな いこと考えております。
8.維持管理·廃棄等	8件	・工事中及び完了後の 緊急時の連絡体制や対応業者などを報告させる 等仕組み作り が必要と考える。	維持管理基準において、設置から廃棄までの体制 等について規定していきます。
9.実効性の確保	6件	・罰則が「過料5万円以下」とあるが、 もっと厳罰化すべき 。宮城県のように森林保護のために対策を強化して欲しい。	他県の先行事例も参考としながら設定してまいりま す。
10.市町村(条例)と の関係	7件	・ 市町村条例等と内容が異なる場合の優先度について明確 にして欲しい。 行政向けの詳細な説明会が必要ではないか。	県と市町村間での運用については、今後個別に協 議していく予定です。
11.その他条例の円滑な 運用のための措置	4件	・ガイドラインやマニュアルを整備することで解決を図ると説明しているが、市町村レベルでは対処できない場合には、 県によるサーポートのためのワンストッ プサービスを行うことができるよう、対応いただきたい。	